

改定案（R2.〇版）	現行（H29.3版）	備考
<p style="text-align: center;">官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 8 月 17 日 国営計第 101 号 最終改定 <u>令和 2 年 3 月 〇 日 国営施第 〇 号</u></p> <p>1. 目的 本手法は、「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目」（平成 23 年 4 月 1 日付け国営施第 31 号）第 5 の 1. に基づき新規事業採択時評価における対応方針を取りまとめるための基準を示し、評価の客観性を確保することを目的とする。</p> <p>2. 評価の手順 官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の 3 つの視点について、指標に基づく評点を算定し、要件を満たすことを確認した上で、対応方針（案）を取りまとめる。</p> <p>3. 評価の方法 「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各視点についての評価の方法は、原則として次のとおりとする。</p> <p>（1）事業計画の必要性 事業計画の必要性に関する評点は、次に定めるところにより算定する。</p> <p>ア 計画理由別の評点の算定 計画理由別の評点は、入居予定官署ごとに、その計画理由の要素について、既存施設の更新（既存施設の不具合等により施設を建築することをいう。）の場合は別表 1 の、新規施設の建築の場合は別表 2 の計画理由の項に掲げる計画理由のいずれかに分類し、これらの表に定めるところにより、それぞれ評点を算定する（複数の計画理由の要素が一の計画理由に該当する場合には、最も高い評点となるもの。ただし、イの計画理由別の評点が最も高い評点とならない場合は、この限りでない。）。</p> <p>イ 入居予定官署別の評点の算定 入居予定官署別の評点は、入居予定官署ごとに、計画理由別の評点が最も高い計画理由（別表 1 の備考欄に当該計画理由を主要素としないことが定められているもの及び同欄に定められた主要素としない条件に該当するものを除く。同点のものがある場合にあっては、そのいずれか）を主要素、それ以外の計画理由を従要素とし、主要素の評点の値に、従要素の評点に 10 分の 1 を乗じて得た値の合計を加えて得た値とする。</p> <p>ウ 事業計画の必要性に関する評点 事業計画の必要性に関する評点は、入居予定官署別の評点を当該入居予定</p>	<p style="text-align: center;">官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 8 月 17 日 国営計第 101 号 最終改定 <u>平成 29 年 3 月 29 日 国営施第 27 号</u></p> <p>1. 目的 本手法は、「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目」（平成 23 年 4 月 1 日付け国営施第 31 号）第 5 の 1. に基づき新規事業採択時評価における対応方針を取りまとめるための基準を示し、評価の客観性を確保することを目的とする。</p> <p>2. 評価の手順 官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の 3 つの視点について、指標に基づく評点を算定し、要件を満たすことを確認した上で、対応方針（案）を取りまとめる。</p> <p>3. 評価の方法 「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各視点についての評価の方法は、原則として次のとおりとする。</p> <p>（1）事業計画の必要性 事業計画の必要性に関する評点は、次に定めるところにより算定する。</p> <p>ア 計画理由別の評点の算定 計画理由別の評点は、入居予定官署ごとに、その計画理由の要素について、既存施設の更新（既存施設の不具合等により施設を建築することをいう。）の場合は別表 1 の、新規施設の建築の場合は別表 2 の計画理由の項に掲げる計画理由のいずれかに分類し、これらの表に定めるところにより、それぞれ評点を算定する（複数の計画理由の要素が一の計画理由に該当する場合には、最も高い評点となるもの。ただし、イの計画理由別の評点が最も高い評点とならない場合は、この限りでない。）。</p> <p>イ 入居予定官署別の評点の算定 入居予定官署別の評点は、入居予定官署ごとに、計画理由別の評点が最も高い計画理由（別表 1 の備考欄に当該計画理由を主要素としないことが定められているもの及び同欄に定められた主要素としない条件に該当するものを除く。同点のものがある場合にあっては、そのいずれか）を主要素、それ以外の計画理由を従要素とし、主要素の評点の値に、従要素の評点に 10 分の 1 を乗じて得た値の合計を加えて得た値とする。</p> <p>ウ 事業計画の必要性に関する評点 事業計画の必要性に関する評点は、入居予定官署別の評点を当該入居予定</p>	

官署の必要延べ面積に応じて加重平均をして求めた値（入居予定官署が一の場合は、その入居予定官署別の評点の値）とする。この場合において、当該事業が、合同庁舎計画に基づくものであるときは10点、特定国有財産整備計画に基づくものであるときは10点をそれぞれ加算するものとする。

(2) 事業計画の合理性

事業計画の合理性は、当該事業を次の表に定めるところによって評価し、評点を算定する。

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 <ul style="list-style-type: none"> ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合（実現可能な代替案が存在しない場合を含む。） ・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

(3) 事業計画の効果

事業計画の効果は、「業務を行うための基本機能（B1）」及び「施策に基づく付加機能（B2）」の2つの機能に区分して評価を行う。B1については、別表3に定めるところにより、項目ごとに、当該事業の現状に最も近い欄を選択し、該当する係数を全て掛け合わせ、100を乗じて、当該事業計画の効果に関する評点を算定する。B2については、別表4を参照し、評価項目ごとに、当該事業の特性に応じて定める「確保する性能の水準」を確認するとともに、主な計画内容から効果の発揮が期待できることを確認する。

4. 対応方針（案）の取りまとめ

当該事業計画について、次の要件を満たすことを確認した上で、対応方針（案）を取りまとめる。

- (1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。
- (2) 事業計画の合理性に関する評点が100点であること。
- (3) 事業計画の効果に関する評点が100点以上であること。

官署の必要延べ面積に応じて加重平均をして求めた値（入居予定官署が一の場合は、その入居予定官署別の評点の値）とする。この場合において、当該事業が、合同庁舎計画に基づくものであるときは10点、特定国有財産整備計画に基づくものであるときは10点をそれぞれ加算するものとする。

(2) 事業計画の合理性

事業計画の合理性は、当該事業を次の表に定めるところによって評価し、評点を算定する。

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 <ul style="list-style-type: none"> ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合（実現可能な代替案が存在しない場合を含む。） ・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

(3) 事業計画の効果

事業計画の効果は、「業務を行うための基本機能（B1）」及び「施策に基づく付加機能（B2）」の2つの機能に区分して評価を行う。B1については、別表3に定めるところにより、項目ごとに、当該事業の現状に最も近い欄を選択し、該当する係数を全て掛け合わせ、100を乗じて得た値を当該事業計画の効果に関する評点とする。B2については、別表4に定めるところにより、評価項目ごとに、評価要領に基づいて取組状況の評価し、該当する評語を選定する。

4. 対応方針（案）の取りまとめ

当該事業計画について、次の要件を満たすことを確認した上で、対応方針（案）を取りまとめる。

- (1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。
- (2) 事業計画の合理性に関する評点が100点であること。
- (3) 事業計画の効果に関する評点が100点以上であること。

改定する別表の内容に合わせ修正。

(新)

別表4 事業計画の効果(施策に基づく付加機能)の発揮見込みを確認する際に参照する事項

分類	評価項目	確保する性能の水準(※1)	主な計画内容の例(※2)
社会性	地域性	・ 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。	地域の風土へ配慮し、地域性のある材料を採用する計画である。 地域の防災へ貢献するため、災害時の一時避難場所としての機能を確保する計画である。(※4)
		・ 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性について配慮されている。	地域の防災へ貢献するため、津波防災地域づくりに関する法律(※5)に基づく指定避難施設とする計画である。(※4) 地域住民の利便性向上のため、地方公共団体の施設との合築を行う計画である。 地域住民の利便性向上のため、オープンスペース、駐車場の共用等、地域と一体となって利用する空間の整備を行う計画である。(※6)
環境保全性	環境保全性	・ 官庁施設の環境保全性基準(※7)に基づき、特定事務庁舎を新築する場合は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準(※8)を満たしている。	BEI(※10) ≤ 0.9、0.8(※6)(※11)、0.5(※6)の計画である。 ・ 躯体又は開口部を通じた熱負荷の低減を図るため、高断熱、高气密となる材料・構法を採用する計画である。(※12)
	木材利用促進	・ 官庁施設の環境保全性基準(※7)に基づき、特定事務庁舎を新築する場合以外は、建築物エネルギー消費性能基準(※9)を満たしている。	再生可能エネルギーの利用を図るため、クール・ヒートレンヂを利用した空調システムを採用する計画である。(※13) 建築環境総合評価システム(CASBEE)による建築物の環境効率(BEE値) ≥ 1.5の計画である。 ・ 水資源の有効利用を図るため、雨水利用・排水再利用施設を設置する計画である。(※14)
機能性	ユニバーサルデザイン	・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※17)に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。	建築物移動等円滑化基準(※18)に適合する計画である。 建築物移動等円滑化誘導基準(※19)に適合する計画である。
		・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※17)に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。	地方公共団体、まちづくり協議会、障害者団体等から意見聴取を行い、施設整備に反映する計画である。 設計、施工の各段階において、障害者団体等から意見聴取を行い、施設整備に反映するとともに、維持管理段階で評価を受ける計画である。(※6)
安全性	防災性	・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※20)に基づき、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な機能確保が図られている。	構造体の耐震安全性の目標をⅡ類(地震力に対する各階の必要保有水平耐力を1.25倍相当)とする計画である。 構造体の耐震安全性の目標をⅠ類(地震力に対する各階の必要保有水平耐力を1.5倍相当)とする計画である。 津波に対する特別な対策を行う計画である。
		・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※20)に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。	浸水に対する特別な対策を行う計画である。 大地震動後のライフライン途絶時における業務継続のための特別な対策を行う計画である。
安全性	防災性	・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※20)に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	

※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない「確保する性能の水準」を加えることを妨げない。

※2 評価の実施主体が評価(案)を作成する際は、個別の事業特性に応じて具体的な計画内容を記載すること。本表に記載のない計画内容を加えることができる。

※3 「官庁施設の基本的性能基準」(平成25年3月29日国営整第197号、国営整第134号)のうち、地域性に関する性能による。

※4 地方公共団体からの要請に応じた計画とする等、地域の防災へ貢献する場合は、「地域性」に記載する。その他の防災上の対応については、「防災性」に記載する。

※5 「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)による。

※6 特別な事業において、施策上特に高い機能が付加される計画の場合に記載する。

※7 「官庁施設の環境保全性基準」(平成23年3月31日国営環第5号)による。

※8 「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)による。

※9 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)のうち第一章による。

※10 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいう。

※11 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)のうち第三章による。

※12 一次エネルギー消費量の削減効果が高い計画(Webプログラム(ウェブブラウザ上で使用する省エネルギー基準に準拠したプログラム。以下同じ。))上、評価に反映されるもの)を記載する。

※13 一次エネルギー消費量の削減効果が高い計画(Webプログラム上、評価に反映されないもの。クール・ヒートレンヂを利用した空調システム、デシカント空調システム、CO2濃度による外気量制御など)を記載する。

※14 CASBEE上、建築物の環境品質の向上や環境負荷の低減に対して効果が高い計画を記載する。

※15 「公共建築における木材の利用促進のための計画」(平成23年5月10日)による。

※16 「木造化」とは、構造体力上主要な部分の一部又は全部に木材を利用することをいう。

※17 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(平成18年3月31日国営整第157号、国営整第163号)による。

※18 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」(平成18年12月8日政令第379号)による。

※19 「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」(平成18年12月15日国土交通省令第114号)による。

※20 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営整第135号)による。

(旧)

別表4 施策に基づく付加機能(B2)の発揮見込みチェックリスト

分類	評価項目	評語	取組状況	評価要領	
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1> 地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携(シビックコア、合築、地域防災へ貢献する取組、施設・駐車場の共用、敷地の一体利用など) / 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 / 跡地の有効活用(地方公共団体による活用など) / 地域性のある材料の採用 / 地域住民との連携(ワークショップ、懇談会など) / オープンスペースの設置
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が4つ以上取り組まれている。	<施策※1> 特別な省エネ機器の導入(氷蓄熱、照明制御、アモルファス変圧器など) / 蓄電池 / 緑化のための特別な対策(屋上緑化など) / 自然エネルギー利用のための特別な対策(太陽光発電、風力発電など) / 水資源の有効活用のための特別な対策(雨水利用設備など) / 外断熱 / 高性能ガラス
		B	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	
		C	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷の低減化が行われている。	省エネ型器具などの導入が計画されている。(LED照明、高効率変圧器、エコケーブル、ノンフロン機器、高効率熱源、VAV、VWV、節水設備など)	
	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※3> 木造化 / 内装等の木質化 / 木質バイオマスを燃料とする機器の設置
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインに配慮※4する計画である。	
		B	充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たす計画である。	
		C	一般的な取組がなされている。	建築物移動等円滑化基準を満たす計画である。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	
	防災性	A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1> 火災への特別な対策(ガス消火など) / 浸水への特別な対策(防潮堤、止水版など) / 強風への特別な対策(ビル風対策など) / 落雷への特別な対策(高度な雷保護など) / 構造体に係る業務継続のための特別な対策(免震又は制振構造) / ライフラインに係る業務継続のための特別な対策(電力の多回線引込み、自家発電用オイルタンク容量7日以上対応、外部電源車からの引込接続対応)
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。	

※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない施策を評価に加えることを妨げない。

※2 「官庁施設の環境保全性基準」(平成29年3月22日付け国営環第14号)のうち2. 3. (2)による。

※3 「公共建築における木材の利用促進のための計画」(平成28年4月1日 国土交通省)による。

※4 「建築設計基準」(平成26年3月31日 国営整第243号)のうち2. 2. 3(2)、2. 7. 2(2)(3)、2. 8. 4(2)による。